

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名 (市町村コード)	南 砺 市 (162108)
地域名 (地域内農業集落名)	東石黒 地区 (布袋、森、三ツ屋、桐木、前田、晩田、梅ヶ島、下吉江、田尻、新邸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域内では、ほとんどの集落において、農業法人や集落営農組合による集積は進んでいる。田尻集落においては、個人の担い手が複数いて農地を守っており、地域全体として8割を超える高い集積率となっている。

・一方で、農業法人や集落営農組合の担い手、構成員、農業者、そして、利用者等の高齢化・後継者不足・人材不足が顕著となっており、新規就農者をはじめとして、多様な担い手・労働力の確保が重要な課題である。

・近年の米価低迷、肥料・燃料高騰などの影響により、収支が悪化し、今後の営農継続が懸念されており、スマート農業の導入などを促進して、作業及び固定経費等の軽減を図りより効率的な経営が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としながら、麦や大豆などの土地利用型作物や玉ねぎなどの地域の特産品目を作付けも行い、国庫補助等を活用しながら営農継続を図る。

・スマート農業の導入促進などにより作業の省力化、固定経費の軽減を図る。また、環境に配慮した農業等も促進して、JA、振興センター、市等とも協力して、さらなる効率化、高収益化を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	310.05 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	310.05 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で農業上の利用が行われる農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農業に支障が無い範囲で農地利用を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業委員、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクを活用し、担い手への集積・集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJA等と連携して、地域内外からの多様な経営体の受け入れに務めるとともに、域内に拡大意向の農業者もいるため、農地の集約化を図り、農地の保全を促進していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害の恐れが高いエリアは、侵入防止柵の設置等の鳥獣被害防止策を行う。
- ②有機農業に取り組んでいる複数の農業者もあり、環境に配慮した農業の推進を図る。
- ③ドローンなどの新たなスマート農業の導入を検討し、作業の省力化を図る。
- ⑦大麦収穫後の適切な圃場管理をはじめ、畦畔等の適期除草を徹底し、農村環境保全に努める。
- ⑧拠点となる農業用施設へ機械を集約するなど、効率的な営農体制の整備を推進する。